介護福祉士の資格取得ルート

「法」　…社会福祉士及び介護福祉士法
「規則」…社会福祉士及び介護福祉士法施行規則

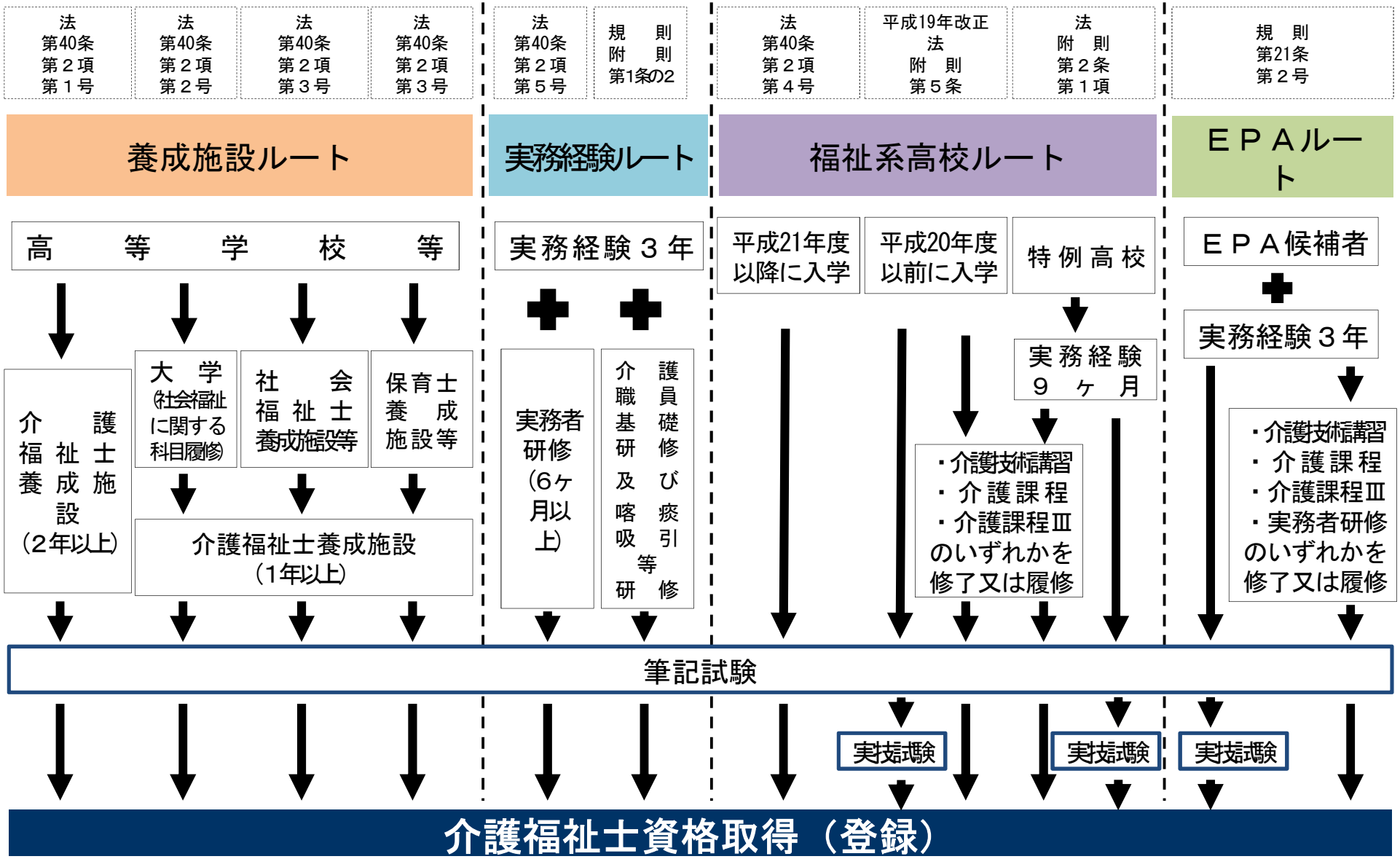

（※）平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。
ただし、令和8年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられており、卒業後5年の間は介護福祉士の資格を有することとし、当該5年間のうちに、国家試験に合格するか、介護現場に5年間従事するかのいずれかを満たすことにより、引き続き、介護福祉士としての資格を有することができる。